



町相談窓口一覧

電話相談受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

相談内容	担当課	電話番号
新型コロナウイルス感染症に関すること	新型コロナウイルス対策室	767-2190
新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法に関すること	商工観光課商工係	767-2120
労働に関すること		土・日曜日、祝日は「消費者ホットライン」188
事業者の資金繰り(セーフティネット保証)・経営に関すること		767-2120
生活全般に関すること	社会福祉協議会	356-9060
	地域福祉課福祉総務係	767-2148
町税の徴収猶予に関すること	税務課収納整理係	767-2172
水道料金・下水道使用料の徴収猶予に関すること	水道お客様センター	767-2126

! 発熱等の症状がある方は、まずはかかりつけ医等のお近くの医療機関に電話で相談してください。

宮城県健康電話相談窓口 (コールセンター)

電話番号 398-9211 受付時間 24時間 (土・日曜日、祝日も実施)

※3月1日から電話番号が変わりました

国民健康保険傷病手当金の対象期間を延長します 問 町民課 国保年金係 ☎767-2340

国民健康保険に加入している方のうち、給与の支払を受けている方が新型コロナウイルス感染症の感染等に伴う療養のため働くことができなかった場合、傷病手当金を受け取ることができます。対象期間を**6月30日まで延長**します。詳しくは、お問い合わせください。

国民年金保険料と納付について 問 町民課 国保年金係 ☎767-2340

●4月分から国民年金保険料は月額16,610円になります

4月初めに、日本年金機構から、「国民年金保険料納付案内書」が送付されます。

次の方には、納付書は送付されません。

- ・口座振替を利用している方
 - ・全額免除または若年者納付猶予に該当している方
- ただし、7月以降継続して該当にならなかった方には、7月以降に納付書が送付されます。

※一部免除に該当している方は、承認期間が6月までのため、4月に4月～6月分の納付書が送付され、7月に7月分以降の定額の納付書が送付されます。

●まとめて納付するとお得です

「納付案内書」には、前納納付書(3枚)と各月分納付書(12枚)が入っています。このうち前納納付書は、まとめて納めるときに使用するもので、1年分には「前納」、4月～9月分の半年分には「上期」、10月～翌年3月分の半年分には「下期」と表示されています。

	前納納付書を使用した場合	各月分納付書を使用した場合	割引額
1年分	195,780円	199,320円	3,540円
6か月分	98,850円	99,660円	810円

※前納には期限がありますので、ご注意ください。

新年度の「学生納付特例制度」申請

20歳を過ぎると学生も国民年金に加入する必要がありますが、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。申請は年度ごとに行う必要がありますので、希望される方は令和3年度の申請を忘れずに行ってください。

なお、令和2年度に学生納付特例に該当していた方のうち、令和3年度も引き続き同じ学校に在学予定としていた方には、日本年金機構から申請書用紙(ハガキ形式)が送付されます。申請書用紙は、4月中旬に提出してください。

●学生納付特例制度が承認されると

保険料の納付が猶予され、10年の間に後払い(追納)ができるようになります。

承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に納付するときは、経過期間に応じて、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

●手続に必要なもの

年金手帳、マイナンバーカード(個人番号が確認できるもの)、学生証(コピー可)または在学証明書、印鑑(スタンプ印以外)

※保護者の方が窓口で手続をする場合は、窓口に来庁する保護者の本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。